



国劳西日本

国劳西日本本部

NO.244

発行責任者 井戸 敏光
編集責任者 羽柴 二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

労働協約改訂交渉 会社回答

「特殊健康診断、医学適性検査の労働時間化」

「施設、電気の休養室にもエアウィーブを導入」

西日本会社は9月16日、申1号及び申2号における労働協約改定交渉の回答を行ってきました。

冒頭会社側は、「8月25日の第1回交渉から3回にわたり真摯な議論を重ねてきた。これまでの交渉を踏まえ、本日最終回答を提示する。当社の労働条件・制度は世間の水準からみても遜色ないレベルにあると認識している。これまでの交渉を踏まえ、本日精一杯の判断として最終回答を提示する。今次交渉の結論の結論が円満に得られるよう要望する」とし、回答を提示した。組合側は、「この間議論を積み重ねてきた。要求に対して乖離が大きい。労働組合として今後も議論していきたい。今回の回答は、持ち帰り検討とする」とした。国劳西日本本部は、今回の回答を受け9月16日の第2回執行委員会及び第1回地方代表者会議を開催し判断を行う。

『 回 答 』

1, 勤務制度等の改正について

(1) フレックスタイム制の適用範囲の拡大

大阪工事事務所及び大阪電気工事事務所の工事にフレックスタイム制を適用する。

(2) 第三者加害に関する勤務の取扱い

業務中に旅客等の第三者からの加害により負傷等した社員等が、正規の労働時間内に示談交渉をする場合及び調停又は民事訴訟に関する手続きに当事者として出席する場合については、それらに要する時間（往路及び復路の時間を含む）を勤務免除の対象とする。

(3) 特殊健康診断及び医学適性検査に関する勤務の取扱い

特殊健康診断又は医学適性検査をそれぞれ定期健康診断と併せて受診又は受検する場合、定期健康診断も含め、要する時間を労働時間として取り扱う。

(4) 育児等を理由に退職等した社員等に対する再就職支援の取扱い

これまで、退職等の時に再就職支援を希望する意思表示をしなかった者については、再就職支援の登録対象者として取り扱ってこなかったが、当社を退職等してから8年を経過するまでに再就職支援を希望する意思表示をした者についても、登録対象者に加えることとする。また、育児等を理由に退職等

する社員等に対して、当該再就職支援制度の内容について周知の徹底を図る。

(5) 適用対象者

- ① 第1項及び第4項については、社員、シニア社員及びシニアリーダー社員に対して適用する。
- ② 第2項及び第3項については、社員、シニア社員、シニアリーダー社員及び契約社員に対して適用する。

(6) 実施期日

- ① 第1項については、平成29年4月1日から適用する。
- ② 第2項、第3項及び第4項については、平成28年10月1日から適用する。

2, テレワーク(在宅勤務)の試行実施について

(1) 試行目的

多様な働き方を尊重し、一人ひとりがいきいきと働き、最大限活躍することができる環境を整備することを目的としたテレワークの導入に向けて、在宅勤務を試行的に実施する。

(2) 試行対象

試行実施箇所は、本社内の一部の部室とし、対象者は社員、シニア社員及びシニアリーダー社員のうち、フレックスタイム制又は短時間勤務制度が適用される者とする。

(3) 試行内容

- ① 在宅勤務の定義
会社が貸与するパソコン端末及び携帯電話を用い、自宅等において、

業務に集中できる環境下で勤務することをいう。

② 勤務等の取扱い

フレックスタイム制適用対象者については、勤務可能とする時間帯を8時から20時までとする。その他の勤務等の取扱いは、フレックスタイム制規程による。

③ 利用回数

週3回までとする。(フレックスタイム制適用者については、一部時間帯の利用も可能とする。)

④ 利用手続

在宅勤務を希望する場合は、在宅勤務時に行う業務内容及び勤務時間を、原則として前日までに会社に申請し、承認を受けることとする。

⑤ 在宅勤務時の連絡及び報告

在宅勤務の開始及び終了の時刻において、会社に連絡を行うこととする。なお、在宅勤務の終了時においては、業務実績及び実績労働時間を報告することとする。

(4) 実施期日

平成29年1月以降準備出来次第、試行開始する。

3, 永年勤続者表彰制度の見直しについて

(1) 実施内容

永年勤続者表彰の選考基準となる勤続年数の算定について、育児休職、育児休職(小学校)及び介護休職の期間を除外の対象に含めないこととする。

(2) 実施期日

平成29年4月1日以降の受賞から適用する。

4、施設及び電気関係区所の
休養室への高機能寝具の
導入について

(1) 実施内容
施設及び電気関係区所の休養室を
対象に、高機能寝具を導入する。

(2) 実施期日

平成28年10月以降準備出来次第実
施する。

5、メンタルヘルス教育の
充実について

(1) 実施内容

健康でいきいきと働ける職場づく
りの一環として、社員のメンタル不
調を未然に防止することを目的とし
たメンタルヘルスマネジメント研修
を実施する。

(2) 対象者

管理職及びM層の社員

(3) 実施期日

平成28年10月以降準備出来次第実
施する。

以上

地域と共生し三江線の存続を

2016年9月1日、JR西日本会社は広島県三次市と島根県江津市を
結ぶ三江線(108.1km)について、9月末までに全線廃止を国土交通
省に届け出ることを、沿線6市町でつくる「三江線改良利用促進期成同盟
会」の会議で表明しました。不採算を理由に安易に路線を廃止することが
既成事実とされれば、地域の過疎化に一層の拍車をかけることとなります。

JR西日本会社は、「①三江線の
鉄道事業はどのような形態であつて
も行わない②鉄道事業の廃止届出は
社内手続きを経たうえで、平成28年
9月末日までに③新たな交通プ
ランの立ち上げと、それが軌道に乗
るために一定の役割を果たしていく
所存であり、具体的には新プラン策
定への協力に合わせ、初期投資費用
の全額と一定期間の運営費用を負担
する」と表明しています。

国鉄分割民営化から30年を迎え、
本州で100kmを超える鉄道の全線
廃止は初めてのケースです。三江線
が廃止ということになれば、近隣の
木次線、山口線を始め北陸新幹線開

業により各第三セクターから切り離
されJR直轄となっている城端線や
水見線、また今後敦賀までの開業で
の越美北線や小浜線などの地方交通
線も廃止の対象となりかねず、沿線
住民や利用者の移動の権利や日常の
暮らしが奪われることが強く懸念さ
れます。
赤字ローカル線を含む国鉄から引
き継いだ財産は、国民の共有財産で
あり、会社が責任をもって存続させ
る義務があります。今回の三江線全
線廃止の表明は、全国の地方交通線
の維持存続問題に与える影響は計り
知れず、不採算を理由に安易に路線
を廃止することが既成事実とされれ



ば、地域の過疎化に一層の拍車をか
けることとなります。

この間、三江線の活性化を図るた
め沿線自治体や各種団体が協力して
団体列車の運行や補助金等の助成を
行ってきました。また、島根・広島
両県議会をはじめ沿線6市町と関係
する浜田市、大田市を加えた10地方
議会において三江線存続を求めるこ
とを基本とした意見書が採択され、
各地で取り組まれたシンポジウムに
おいても路線の維持活性化を求める
声は日増しに高まり、そのための関
係者の努力が続けられています。

国労西日本本部は、この間米子地
方本部、広島地方本部とも協力して
「三江線対策会議」を設置し、現地
においてアンケート活動、チラシ配
布、守る会主催の集会にも参加し、
維持存続を求めてきました。地域住
民からは「利用したくても利用でき
ないダイヤである」「高齢者にはな
くってはならないもの」との声が多く
寄せられていました。アーバン地区

では「CS向上」を掲げて社員を鼓
舞していますが、地方での「CS向
上」はあつてないものに等しいもの
です。
いま環境に優しく高齢者も利用し
やすい鉄道が全国的に再評価されつ
つあり、観光資源としての地方交通
線の役割は大きくなっています。
国労西日本本部は、「三江線改良
利用促進期成同盟会」の要望を尊重
し、地域と共生する立場を表明して
いるJR西日本として運行を継続す
ることを強く求めます。

本社に申し入れ行う

一連の報道により、対応する職場
の組合員は大変な雇用不安、転勤の
不安に陥っています。西日本本部は
会社に対して申し入れを行い、団体
交渉を行う予定です。



「がん」の保障 <新生きるためのがん保険Days>

保険期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢：0歳～満85歳
Aプラン 入院給付金日額10,000円の場合

初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として	100万円
	診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円
入院したとき	入院給付金	1日につき	10,000円
通院したとき	通院給付金	1日につき	10,000円
手術したとき	手術治療給付金	1回につき	20万円
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき	20万円
抗がん剤治療を受けたとき	治療を受けた月ごと	10万円	(給付倍率2倍)(更新後の保険期 間を含め通算600 万円まで)
(上皮内新生物は対象外) 抗がん剤治療給付金	乳がん・前立腺がんのホルモン療法	5万円	(給付倍率1倍)
※Aプランの場合、抗がん剤治療給付金はご希望により取り外すことができます。	訪問面談サービスと専門医紹介	(このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)	
がん専門相談サービス プレミアサポート	◎詳しくは、「契約概要」等をご覧ください。		

「生きる」を創る。Afiac

◆月払保険料(集団取扱) (2014年10月10日現在)
新生きるためのがん保険Days Aプラン
入院給付金日額10,000円 定額タイプ 解約払戻金なしタイプ
保険料払込期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新)

	35歳	45歳	55歳	65歳
男性	3,450円	5,400円	8,920円	14,110円
女性	3,800円	5,370円	6,560円	8,050円

<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率に
よって決まります。
<募集代理店>
アベニール株式会社
〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F
TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822
<引受保険会社>
アフラック 東京第二法人営業部
〒163-0456
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き
コールセンター 0120-5555-95

AF006-2014-0593 11月6日(161106)